

児童扶養手当制度 のおしらせ

児童扶養手当は、父(母)と生計を共にできない場合(死亡・離婚・未婚・生死不明・その他)か、父(母)が重度の障害者である場合に児童の父(母)、または父母にかわってその児童を育てている人に支給されます。

※児童とは、18歳に達する日以降最初の3月31日までの人のこと。心身に一定の障害がある場合は20歳までの人。ただし、世帯の状況等によっては支給されない場合があります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

支給方法＝請求をして認定されると、請求の翌月からの手当が奇数月に(それぞれの前月分まで)支給されます

※前年(1月～10月分までの手当については前々年)の所得が所得制限限度額以上の場合は、手当は支給されません。

※対象となる児童の範囲や所得制限など、詳しくは下記へお問い合わせください。

◆手当を受けているみなさんへのお知らせ

【児童扶養手当の現況届を提出してください】

現況届は、前年の所得や児童の養育状況などを確認するための大切な届です。この届をしないと、11月分以降の手当が受けられないので、必ず受給者本人が届をしてください。

対象＝7月末現在で手当を受けている人・全部停止の人

※対象となる人には、郵送で通知を送付します。

期間＝8月2日(月)～31日(火)(土・日曜と祝日を除く)

届に必要なもの＝①手当証書 ②その他必要な書類は各個人に通知します

【児童扶養手当一部支給停止適用除外の届出について】

(該当者のみ)

児童扶養手当を受給して5年、または支給要件に該当した時から7年を経過した人は、それまでの手当額の2分の1が減額されます。

ただし、就業者や求職活動中である場合、障害・病気により就業ができない等の事由に該当する場合は、届出により減額の対象にはなりません。該当する人にはすでに届出用紙を送付していますので、現況届提出時にあわせて提出してください。

なお、届出のない場合は、手当額が減額される場合がありますので注意してください。

◆共通

届出先・詳細・問合せ＝子育て支援課(内線522)

特別児童扶養手当制度 のおしらせ

20歳未満の身体や精神に中程度以上の障害や病気(おおむね身体障害者手帳の1～3級と4級の一部、療育手帳AとBの一部など)の児童を家庭で育てている父か母、または父母にかわってその児童を育てている人に支給されます。

手当の額＝1級:52,500円 2級:34,970円

支給方法＝請求をして認定されると、請求の翌月からの手当が4月・8月・11月に(それぞれの前月分まで、11月は当月分まで)支給されます。

※前年(1月～7月分までの手当については前々年)の所得が所得制限限度額以上の場合は、手当は支給されません。

※対象となる児童の範囲や所得制限など、詳しくは下記へお問い合わせください。

◆手当を受けているみなさんへのお知らせ

【特別児童扶養手当の所得状況届を提出してください】

所得状況届は、前年の所得や児童の養育状況などを確認するための大切な届です。この届をしないと8月分以降の手当が受けられないので必ず届をしてください。

対象＝7月末現在、手当を受けている人

期間＝8月12日(木)～9月10日(金)(土・日曜、祝日を除く)

届に必要なもの＝①手当証書 ②その他必要な書類は各個人に通知します

届出先・詳細・問合せ＝子育て支援課(内線522)

出張ハローワーク

「ひとり親全力サポートキャンペーン」

ハローワークでは、児童扶養手当を受給している「ひとり親」世帯のみなさんの就職活動支援として、奈良県スマイルセンターと連携し、市役所内で臨時に「出張ハローワーク」を開設します。(相談無料・申込不要)

お仕事に関する相談を受けますので、この機会にぜひご利用ください。

日時＝8月13日(金)・27日(金) 9時～16時

場所＝子育て支援課(1階120番窓口)

対象＝児童扶養手当を受給しているひとり親世帯の人

詳細・問合せ＝ハローワーク大和郡山(☎52-4355)

(子育て支援課)